

新発田市営有機資源センターの肥料取締法違反について（第2報）
～ 肥料の安全性が確認されました ～

1. 肥料の安全性について

凝集促進材が含まれる家畜ふんを原料とする肥料については、農林水産大臣が、含有を許される有害成分（ヒ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム及び鉛）の最大量（以下「含有許容量」という。）を定めています。

新発田市営有機資源センター（以下「センター」という。）が生産する特殊肥料「新発田市 米倉1号」、「新発田市 板山1号」、「新発田市 加治川2号」には、凝集促進材が含まれることが立入検査により判明しましたが、この肥料を県が分析した結果、法定の有害成分の含有許容量を全て下回っていることを確認しました。

このため、当該肥料を使用して生産された農産物の安全性に問題はありません。

2. 肥料の販売状況について

- (1) 肥料名：
- ・新発田市 米倉1号（米倉有機資源センター産）
 - ・新発田市 板山1号（板山有機資源センター産）
 - ・新発田市 加治川2号（加治川有機資源センター産）
- (2) 販売量：（平成27年4月1日～平成29年7月24日）
- ・新発田市 米倉1号 2,605 t
 - ・新発田市 板山1号 7,606 t
 - ・新発田市 加治川2号 4,064 t
- (3) 販売範囲：新発田市

3. 指導状況

県は、本日、センターに対し、違反事項の原因究明及び再発防止策等について、法第29条第1項に基づき報告を求めました。

本件についてのお問い合わせ先
農産園芸課 課長補佐 渡部
(直通) 025-280-5809 (内線) 2922